

幼保連携型認定こども園の設置認可について

概要	設 置 者 名	社会福祉法人 翼友会												
	名 称	幼保連携型認定こども園 ナーサリー土崎 (現「ナーサリー土崎」(保育所))												
	位 置	秋田市土崎港中央六丁目10番6号												
	開 園 予 定	令和6年4月1日												
	土 地 状 況	面 積	3,895.83 m ²		所有形態	自己所有 賃貸借	所 有 者	(福)翼友会 秋田市						
	建 物 状 況	建 築 面 積	769.97 m ²		延 床 面 積	1,156.42 m ²	構 造	鉄骨造2階建						
		補 助 金	施設整備		所有形態	自己所有	所 有 者	(福)翼友会						
	教育保育時間	開 所 時 間	7:00~20:00			教 育 時 間	9:00~14:00		保育標準時間	7:00~18:00				
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	求められる基準					
	定 員 1 号				5	5	5	15	※3歳内訳 (満3歳児0人、3歳児5人) 定員20人以上 (現員はR5.1月現在)					
2・3	21	21	21	22	22	22	129							
現 員 1 号							0							
2・3	18	21	24	25	24	26	138							
学 級 数				1	1	1	3							
設備	園 舎				477.37 m ²			320+100×(3-2) = 420.00 m ² 1学級は180m²						
	乳 児 室	有	2 階		77.13 m ²			0・1歳	42 人 × 3.30 m ² = 138.60 m ² 以上					
	ほ ふ く 室	有	2 階		79.91 m ²									
	小 計	計			157.04 m ²			乳児室又はほふく室 138.60 m ² 以上						
	保 育 室	有	1・2 階		214.89 m ²			2歳以上	102 人 × 1.98 m ² = 201.96 m ² 以上					
	遊 戯 室	有	1 階		90.00 m ²									
	小 計	計			304.89 m ²			保育室又は遊戯室 201.96 m ² 以上						
	調 理 室	有							要					
	便 所	有				2 か所			要					
	職 員 室	有							要					
	保 健 室	有							要					
	調 乳 室 等	有							要 乳児を入所させる場合に設置					
	沐 浴 室 等	有							要 3歳未満児を入所させる場合に設置					
	足 洗 用 設 備	有							要					
	手 洗 用 設 備	有							要					
	飲 料 水 用 設 備	有							要 上記設備と区別して設置する必要がある					
	2 保 階育 に室 設等 置を	避難用設備	有				屋外階段			[要] 避難用設備を設けなければならない				
		耐火性	有				耐火建築物			[要] 耐火建築物				
		転落事故防止設備	有				柵			[要] 転落防止設備を設置				
	園 庭	面 積				819.85 m ²			3歳以上	400+80×(3-3) = 400 m ² 以上				
		場 所	同一敷地内						2歳	21 人 × 3.3m ² = 69.3 m ² 以上				
		代 替 地	-						2歳部分は代替地対応可		合計	469.3 m ² 以上		
	保 育 用 具	有	室内滑台、椅子・机、楽器、絵本、積木等						保育室等には保育に必要な用具を備えつけること					

職員	園長	専任	1 人	1 人			
	保 育 教 諭	27	0歳	21 人 ÷ 3 人 =	7.0 人	=学 級数 以上	
			1・2歳	42 人 ÷ 6 人 =	7.0 人		
			3歳	27 人 ÷ 20 人 =	1.0 人		
			4・5歳	54 人 ÷ 30 人 =	2.0 人		
			年齢別配置基準			17 人	
			加配	2・3号定員90人以下の場合加配	0.0 人		
	主幹保育教諭専任化の代替教諭	2.0 人					
	標準時間児を受入る場合の加配	1.0 人					
	非常勤講師（1号定員が35人以下 又は121人以上の施設）	1.0 人					
調 理 員		3.3 人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）				
事 務 職 員	有	1 人	園長等が事務を執る場合は不要				
嘱 託 医 等		（小児科）	1 人				
		（歯科）	1 人				
		（薬剤師）	（未定） 人				
設備以外の基準		認定こども園法第17条第2項に規定する欠格事由に該当しない。		適	誓約書により確認		
県サポート事業		令和2年度、3年度の2年間受けており、園全体で認定こども園への移行準備を進めている。					
所見		当該園は、令和5年度児童福祉施設等整備費補助金の申込みがあった施設であり、新園舎の完成および薬剤師を置くことにより、認可に求められる基準を満たすことから、この2項目を条件とし、幼保連携型認定こども園として認可したい。 なお、当該園は公立保育所（土崎保育所）からの民間移行により平成28年に開設し、現在に至るまでの運営において特段の問題は生じていない。 また、県のサポート事業等を通じて、移行に向けた準備を職員一体で進めており、幼保連携型認定こども園に移行後も地域に根付いた幼児教育・保育が行われると思われる。					